

面会交流支援のご案内

子どもの健やかな成長を願って

面会交流は子どもが両親の愛情を確認できる大切な機会です。

離れて暮らす親と安心して会えるよう両親共に協力していく姿が、子どもの成長の心強い支えになります。

大切な子どもの健やかな成長を願って、一歩踏み出しましょう。



FPIC 新潟ファミリー相談室は

父母が自分たちだけでは面会交流を実施できないとき、面会交流を「子どもの立場に立って支援する」専門機関です。小学校6年生のお子さんまでが支援の対象です。

相談室の利用を通して、父母が自分たちだけでも面会交流ができるようになることを目指します。

利用には事前に父母それぞれとの面接相談が必要です。その際に面会交流実施の合意内容を確認し、支援が可能であれば申し込み手続きをしていただきます。

詳しくはP3の「FPICの面会交流支援の流れ」を参照してください。

連絡・問合せ

平日 午前10時～午後4時
電話 080-3328-9514 080-3193-9513
080-4516-9512



FPIC 新潟ファミリー相談室

HP “FPIC新潟”で検索
メールフォームからお問い合わせ

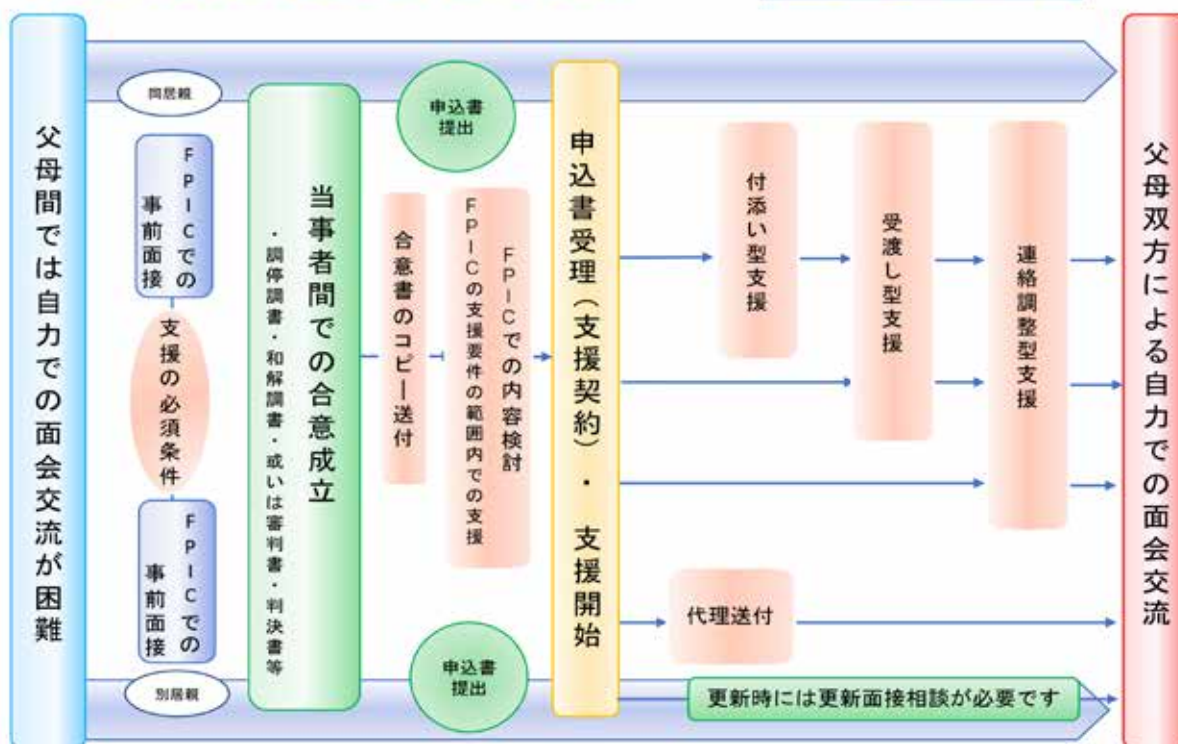
面会交流支援内容・費用

- ① **事前面接相談**
合意文書を作成する前に、電話予約の上、FPICにおいてください。父母や子どもが安心して面会交流できるように、父母個別に支援の内容を説明します。子ども同伴でお願いすることもあります。
相談料1回60分3,000円、30分延長毎に1,000円追加
- ② **「面会交流」支援の申込み**
所定の申込書に必要事項を記入して提出してください。当相談室が支援可能と判断した場合、第一回実施日までに申込金をいただきます。返金はいたしません。
父母それぞれから1,500円
- ③ **支援期間と更新について**
FPICによる支援の期間は1年です。父母がともに希望し、相談室が支援可能と判断した場合、1年単位での更新(更新面接相談が必要)ができます。更新には更新料が必要です。返金はいたしません。
更新料は父母それぞれから1,500円
- ④ **支援の種類・内容**

種 類	内 容
付添い型	<p>子どもを別居親に合わせることに同居親が強い不安を抱いている場合、面会交流の場に支援者が付き添います。面会者は別居親に限ります。父母のいずれの自宅も面会場所とはしません。支援は月1回が限度、1回の支援は3時間以内。初回は1時間程度、当相談室内にて行います。</p> <p>費用 1回 2時間まで12,000円 3時間まで15,000円 支援者の入園・入館料等の実費、交通費(新潟市以外の実施は支援者の新潟駅からの交通費)は上記費用に加算します。支援内容によっては別途金額をお願いすることがあります。</p>
受渡し型	<p>父母が自分達だけで子どもを受け渡すことができない場合に、子どもの受渡しを支援します。日時、場所、面会方法等に関する父母の合意に基づいて受け渡しを行います。面会交流中の緊急連絡には対応します。支援は月1回までです。ただし、初回は付添い型で(費用も付添い型に準じる)1時間程度、当相談室内にて行います。</p> <p>費用 1回4時間まで7,000円 7時間まで10,000円。新潟市以外での受渡しには支援者の新潟駅からの交通費を上記費用に加算します。支援内容によっては別途金額をお願いすることがあります。</p>
連絡調整型	<p>父母が連絡を取り合うことが困難な場合に、代わって双方に連絡を取り、日時、場所などの調整、面会交流中の緊急連絡に対応します。</p> <p>費用 1回3,000円</p>

代理送付	<p>父母間で住所を知られたくない場合に、子どもの写真や親子間の手紙の郵送を、間に入って取り次ぎます。養育費の請求書などは取り次ぎません。</p> <p>費用 1回2,000円 送料は発送側の利用者負担とします。</p>
------	--

*事前の調整によって面会交流日が決定した後に、利用者の事情で出来なかった場合は、キャンセルした側から3,000円をいただきます。



FPIC 新潟ファミリー相談室利用を決める際の必須条件

父母共に当相談室の支援を受ける意思があり、面会交流の持ち方について合意がある事が大前提です。面会交流の合意文書(調停条項等)を作成するときには、次の4項目の内容に留意して 他方の親、家庭裁判所、弁護士等と協議してください。

① 面会交流の頻度

支援は、月1回が限度です。なお、支援期間は1年間です。更に支援が必要な場合は、面談をした上で更新手続きをしていただきます。

② 第三者機関の支援を利用すること

当相談室に事前の相談をしないで、第三者機関の支援を条項に盛り込んだ場合には、必ずしも全ての内容が支援できるとは限りません。

③ 費用負担割合

父母で話し合ってください。事情が許せば支援に係る費用は、応分に分担し合うのが望ましいと考えています。(当相談室では申込金及び更新料については、父母それぞれ同額となります。)

④ FPICルールの理解

父母の意見調整が難しいときには、支援者の判断に従っていただきます。それでも難しい場合は、支援の中止や再調停をお願いしています。

FPIC新潟ファミリー相談室を利用する際のルール

～円滑な面会交流実施のために～

7つのルールを定めていますのでご理解とルールの遵守をお願いいたします。

1. 基本的な姿勢

同居親は、子どもに別居親と面会することをきちんと伝えてから面会に臨ませてください。

別居親は、子どもの現在の生活に配慮して、質問や会話に十分に注意をしてください。

双方とも子どもに対して、相手の親や親族を非難するような言動は厳禁です。

2. 面会日程の調整

子どものスケジュールや健康状態がわかる同居親は、複数の候補日を提示してください。

その中から別居親と支援者が調整して面会日を決めます。約束した日程は病気や行事などのやむを得ない事情が発生しない限り、誠実に実行してください。いったん決めた日程の変更や振り替えはできません。約束した時間は厳守してください。

3. 面会交流の参加者

面会するのは別居親です。支援担当者が要請または許可しない限り、同居親は面会交流には同席しません。

祖父母や第三者についても面会交流には同席できません。どうしても同席が必要な場合は事前に必ず支援担当者に相談してください。

4. プレゼントや飲食等

面会交流は親子で楽しい時間を過ごすことが目的です。普段のプレゼントは控えてください。

誕生日やクリスマスのプレゼントは事前に支援者を通じて相談してください。

飲食についても同様に事前に支援者に相談をしてください。

5. 写真・動画の撮影、音声録音等

子どもの負担にならない範囲で、同居親の同意がある場合には撮影を認めています。

離婚調停等が続いている場合はいずれも認めていません。

面会交流時に撮影した写真や動画、音声の情報等を外部に公開することは固く禁止します。

6. 外部との通信・通話

面会交流中に子どもに祖父母等の親族と携帯電話等で通信・通話させる場合には、事前に同居親の同意を得ることが必要です。

7. 禁止事項

面会交流中は禁酒・禁煙です。飲酒をして臨むことも厳禁です。

感情的になり暴言や暴力的な行為があった場合には、直ちに支援を中止します。

